

別添資料2-2

三重県立子ども心身発達医療センター
薬剤部門システム再構築／運用・保守業務委託
業務仕様書（案）

令和元年7月

三重県

目次

1 センターの概要		
1.1 基本的な考え方	1	1
1.2 本センターの方針	1	1
1.3 施設の概要	1	1
2 システム整備方針等		
2.1 調達背景	2	1
2.2 基本方針	2	1
2.3 調達方針	2	2
2.4 調達物件	2	2
2.5 次期システム構成概要	2	3
2.6 現行システム構成概要	2	4
3 システム構築・保守要件		
3.1 基本要件	3	1
《参考資料》		
4 現行システム システム要件・ハードウェア要件		
4.1 薬剤部門システム要件	4	1
4.2 接続機器要件	4	3

1 センターの概要

1.1 基本的な考え方

三重県立子ども心身発達医療センター(以下、本センターという。)は、児童精神科と整形外科・小児整形外科を中心とした医療法に基づく病院であり、児童福祉法に基づく福祉施設でもある。

18歳未満の児童を主な対象として、三重県における障がいや発達に課題のある子どもの専門医療・福祉機関として、小児の医療提供体制・療育体制の充実を図るとともに、子どものこころとからだの発達支援の拠点となる施設である。

1.2 本センターの方針

- (1) 専門人材を集積し、専門性を高め、子どもにとって安全、安心な環境の中で、良質で高度な医療・福祉サービスを提供します。

ア. 専門人材の集積、多職種が有効に協働
イ. 居室環境の改善、病院機能の向上
ウ. 遊びと見守りの空間確保

- (2) 小児医療との連携強化・機能補完により、利用者の利便性を向上させるとともに、小児分野の臨床経験の場や機会を創造します。

ア. 小児医療(三重病院)との連携強化、機能補完
イ. 専門医療が日常的に受けやすい環境、利便性の向上
ウ. 臨床の場の創設、医師確保、専門医育成

- (3) 専門医療をベースに地域の支援機能を高め、併設する特別支援学校とともに、発達支援の中核として、三重県全体の総合力の向上をめざします。

ア. スキルやノウハウを地域に還元
イ. 重層的な支援機能、総合力の向上
ウ. 教育のセンター的機能の充実
エ. 新たな機能効果の創出

1.3 施設の概要

- (1) 沿革 本センターは、子どもの発達支援体制の現状や課題に適切に対応するため、県立小児心療センターあすなろ学園と草の実リハビリテーションセンター及び児童相談センター言語聴覚部門を統合し、併設する特別支援学校とともに一体整備し、開設した。

- (2) 所在地 三重県津市大里窪田町340番地5
延べ面積 17,200.62㎡
うち、センター:13,013.52㎡、併設特別支援学校:4,187.10㎡
駐車場(利用者及びサービス車両用:75台)

- (3) 病床数 110床(3病棟)
・小児整形外科病棟:30床×1病棟
・児童精神科病棟:40床×2病棟

- (4) 診療科 児童精神科、整形外科・小児整形外科、リハビリテーション科

- (5) 平均外来患者数 ・小児整形外科:45人/日程度
・児童精神科:72人/日程度(精神科デイケア含む)
※平成30年度実績

- (6) 外来診療日 ・土曜、日曜、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日(9:00～12:00、13:00～17:00)
・予約制

- (7) 平均入院患者数 ・小児整形外科:21人/日程度
・児童精神科:48人/日程度
※平成30年度実績

- (8) 施設基準 ・医療法(昭和23年7月30日法律第205号)
・医療法施行規則(昭和23年11月5日厚生省令第50号)
・基本診療料の施設基準等の一部を改正する件(平成24年厚生労働省告示第77号)
・特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件(平成24年厚生労働省告示第78号)
・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)

上記関係法令等に基づき、次の施設基準を取得する。

- ・障害者施設等入院基本料算定に関する施設基準
- ・児童・思春期精神科入院管理料算定に関する施設基準
- ・脳血管疾患リハビリテーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ算定に関する施設基準
- ・運動器リハビリテーションⅡ・Ⅲ算定に関する施設基準
- ・障害児(者)リハビリテーション料算定に関する施設基準
- ・精神科作業療法算定に関する施設基準
- ・精神科ショート・ケア算定に関する施設基準
- ・精神科デイ・ケア算定に関する施設基準
- ・指定医療型障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(9) 開設日 平成29年6月1日

(10) 職員定数 171名

2 システム整備方針等

2.1 調達背景

本センターが所管している薬剤部門システム(以下、現行システムという。)は、三重県の大規模基幹システムとして、また、三重県の業務に必要不可欠な業務システムとして位置付けられています。

現行システムは、本センターにおける医療、訓練等のカルテ情報の一元化、共有化、標準化による効率的な診療を実現するため電子カルテシステムと連携した薬剤部門システム及び調剤機器の充実することを目的とし、平成28年度に開発、平成29年度から運用を開始しています。現在の契約は、平成28年10月から6年が経過する令和4年5月末に終了することから、次期薬剤部門システム(以下、次期システムという。)を再構築するものです。

2.2 基本方針

本センターにおける医療、訓練等のカルテ情報の一元化、共有化、標準化による効率的な診療を実現するため、下記の基本方針をもとに薬剤部門システムの再構築を図る。

(1) 同一情報の二重登録の最小化

一度登録された情報は、各システム間で共有できるようにすることを原則とする。ただし、各部門システム使用者が他部門に情報を共有するために、電子カルテに同情報を入力する流れは想定内とする。

(2) 利用者情報の継続的記録・保管

受診前の相談記録、巡回指導記録等もシステム化対象として、一元管理可能とする。そのため、来院前の利用者(受診前の相談者)であっても、相談記録管理が必要な場合は、利用者IDの自動発番及び基本情報を登録後に相談記録の入力を可能とする。

(3) ダウンロード機能の再定義

ダウンロード機能について、使用者自らが操作・実行できるようにする。特に、システム管理者及び特定のシステム使用者については、取得項目、人員数や検査データ等の集計単位等を使用者自ら設定することで、効率的なデータ活用を可能とする。

(4) 権限・セキュリティ要件の見直し

使用者の部門別、役職等により、利用可能なシステム機能や処理(登録、更新、参照、削除)、更新可能なデータ項目等を制限する。

(5) 既存紙カルテの扱い

既存紙カルテを電子化(スキャナ取り込み)する場合の作業・費用負担が大きいこと、また、取り込みデータから必要な情報の検索が困難なため、既存紙カルテの電子化は行わず、当分の間は既存紙カルテを本センター内に保管する。

(6) 既存フィルムの扱い

画像情報を端末参照とするため、既存のフィルムは必要に応じデジタル化する。

(7) スキャナによる文書保管

紹介状等のセンター外発行文書、数値以外の外注検査、生理検査結果等は、スキャナを利用した電子保管とする。

(8) 三重病院との連携

本センターと三重病院間で相互の患者について、医療連携推進のために診療情報を共有する。

(9) データ管理範囲の拡張

各種統計、研究に必要なデータ項目を、データベース化する。

(10) パッケージ品の活用

「システムの安定運用」、「データの互換性確保」および「導入費用・維持費用の抑制」の観点から、各種ソフトウェアについては、パッケージ品をベースとする。したがって、例外事例や障害発生時については紙運用で対応し、カスタマイズは最小限に留める。

(11) 業務マニュアルの整備・更新

業務ごとに医療情報システムの操作方法を記述した業務マニュアルを作成する。

2.3 調達方針

電子カルテシステムと本システムを連携し、以下の医療安全の確保と業務の効率化を実現する。

(1) 医療安全の向上

- ①電子カルテシステムからの患者基本情報、患者プロフィール、オーダー情報、移動情報等を正確かつ迅速に本システムに受信する。
- ②部門システムから調剤機器等に正確かつ迅速に情報を送信する。
- ③処方及び注射オーダー情報のチェック(アレルギー、重複投与、過剰投与、併用禁忌等)による医療安全を向上する。
- ④散薬監査システムの導入により、薬剤の取り違いを防止する。

(2) 業務の効率化

- ①患者基本情報、調剤情報及び移動情報は本部門システムから調剤機器へ送信し、手入力を削減する。
- ②薬剤情報提供書、薬袋及び薬ラベルを自動出力し、手書き業務を削減する。
- ③調剤に係る集計・統計を自動作成し、手作業を削減する。

(3) 安定稼働

導入実績が複数あり、24時間安定稼働可能なシステムとする。

2.4 調達物件

(1) 医療情報系システム

薬剤部門システム

- (サーバシステム) ・オーダー受送信システム
- ・処方解析監査システム
- ・医薬品情報システム
- (以下、接続機器等) ・全自動錠剤散薬分包システム
- ・散薬監査システム
- ・薬袋印字システム
- ・薬ラベルプリンタ
- ・注射ラベルプリンタ
- ・カラーレーザープリンタ(DI用)

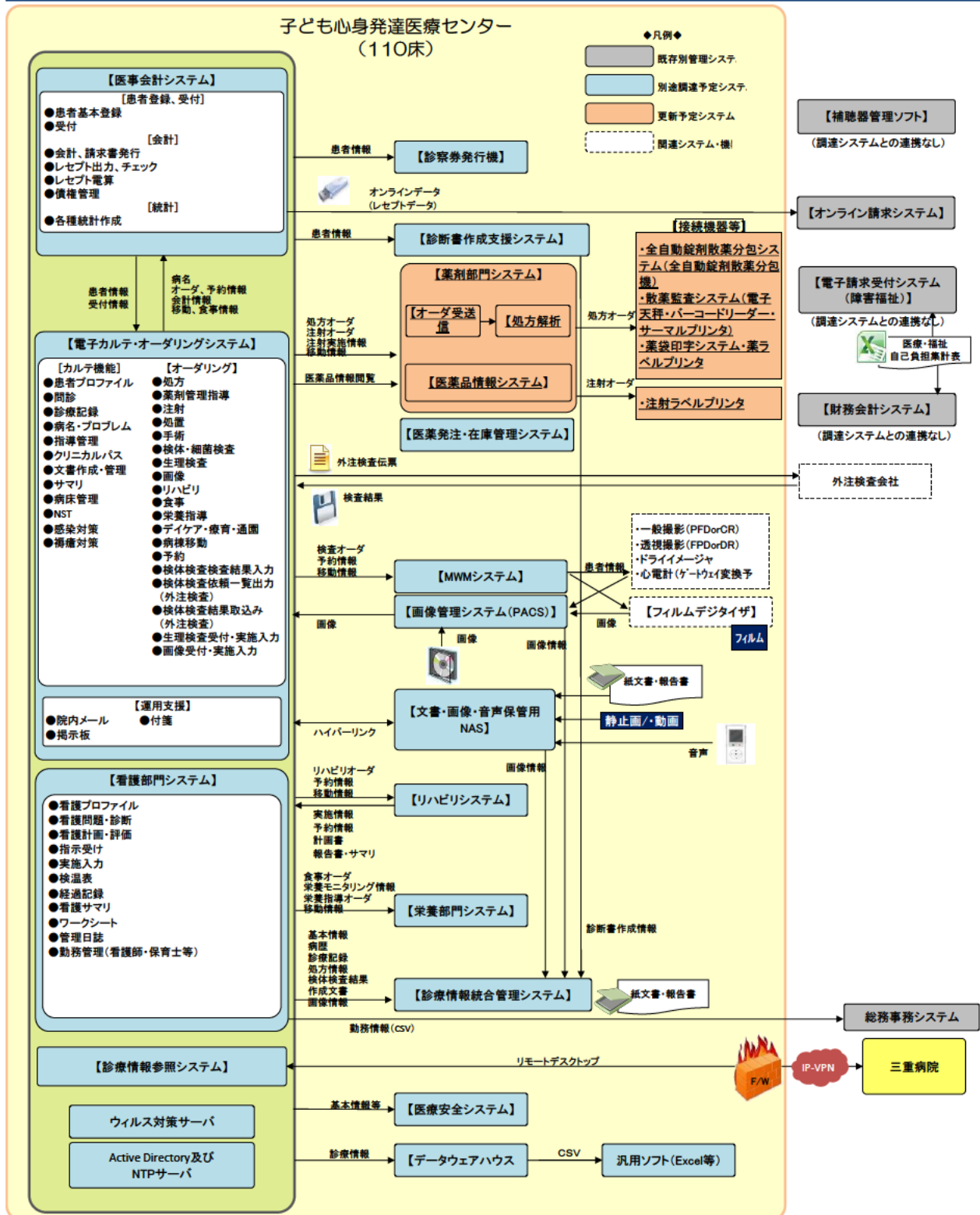
(2) クライアント等

薬剤部門システムに必要なクライアント、プリンタ等周辺機器は、本調達の範囲とする。

(3) ネットワーク

薬剤部門システムの構築に必要な設計及び工事は、本調達の範囲とし、配管工事及び電源工事は、別途とする。
また、現行システムと次期システムを並行運用する期間を一定設けるため、次期システムに係る医療情報系ネットワーク(基幹系、支線系)は新たに敷設することを基本とするが、一方で現行システムに係る医療情報系ネットワークを活用することを検討している。

2.5 次期システム構成概要



3 システム構築・保守要件

3.1 基本要件

機能区分	項番	要求仕様
基本事項	1	厚生労働省通知の「診療録等の電子媒体による保存について」で規定されている「真正性」、「見読性」、「保存性」を満たすシステム
データ移行	2	現行システムの保管データを次期システムに移行
	3	次々期システム再構築時に保管データを本県指定様式(CSV、DICOM等)により出力
他システム連携	4	別途再構築を予定している電子カルテシステム、医事会計システム等の関連システムと連携
接続機器等	5	(1)全自動錠剤散薬分包システム (2)散薬監査システム (3)薬袋印字システム (4)薬ラベルプリンタ (5)注射ラベルプリンタ (6)カラーレーザープリンタ(DI用)
テスト	6	単体テスト、結合テスト及び総合テスト等を実施
教育訓練	7	利用者及びシステム管理者に対する教育
運用・保守	8	日常監視
	9	定期保守
	10	障害対応
	11	ハード保守

4.現行システム システム要件・ハードウェア要件

機能区分	項番	要求仕様
4.1 薬剤部門システム要件		
(1) オーダ受送信システム		
電子カルテシステムとの連携	2-1	電子カルテシステムとの接続が可能で、通信端末を介し情報を得ること。
	2-2	電子カルテシステムとのオンライン化において、情報伝達のためのソフトを含んでいること。
	2-3	受信する情報は入院・外来処方及び注射オーダ、患者基本情報、移動情報等HL7に準拠した情報とすること。
受信歴の表示	2-4	画面上には受信件数(ID番号、患者名、診療科、処方区分等)を表示すること。
機器構成	2-5	機器構成は、調剤処方受信兼注射処方受信、としてパソコン(管理機器)1台構成とすること。
機器要件	2-6	パソコンはCPUがインテルCeleron G1840(2.80GHz)相当以上、主記憶装置の容量は2GB以上を備えていること。
	2-7	パソコンは300GB以上の物理容量を持つ磁気ディスク装置を内蔵すること。
	2-8	17インチ以上、解像度1280×1024以上の液晶カラーディスプレイ、日本語キー入力付きキーボードおよびマウスを有していること。
	2-9	OSは、アプリケーションの動作確認済で最新のシステム、バージョンを適用すること。(Windows 8.1 Pro相当) ※Windows 8.1のサポートを2023年1月まで受けることができること。
	2-10	パソコンは1000Base-T以上のインターフェースを2個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
	2-11	システム稼働に必要なアプリケーションソフト及びウィルス対策ソフトを登録すること。
(2) サーバシステム		
データ保管	2-12	処方・注射情報をバックアップする機能が有ること。
	2-13	各制御装置に係わるファイルの保存管理を行う機能が有ること。
	2-14	保管データをもとに調剤件数等の各種統計表を作成できること。
接続機器連携	2-15	各装置間をLANで接続し、システムを構築すること。
下位システムとの連携	2-16	各種接続機器の全てのデータ及び情報変換のためのマスタを保管・管理ができること。
機器構成	2-17	機器構成は、冗長化構成とし、障害時に連続運転が可能なこと。
サーバ要件	2-18	サーバ機能は受託者が推奨する機器とし、円滑にシステム運用が実現できること。また、本調達システムで調達する全サーバーを仮想化する場合は、2台以上の物理サーバー構成とすること。
	2-19	稼働時期を考慮し、稼働時に陳腐化しない機器を提供すること。
	2-20	サーバは保守期間内でレスポンス低下なし(基本的にデータ最大負荷時においても3秒以内を実現)
	2-21	保管容量は5年以上とすること。
	2-22	ハードディスクは、RAID5同等の構成とすること。
	2-23	将来、ハードディスクの増設可能な構成とすること。
	2-24	データバックアップ装置(NAS,LTOテープ等)を装備し、定時自動バックアップができること。
	2-25	データベースは汎用的なRDBMSを登録すること。
	2-26	省スペースを考慮したサーバタイプ(ブレード、ラックマウント等)による構成とすること。
	2-27	液晶コンソールモニタを有し、KVMスイッチにより制御できること。(液晶コンソールを複数システムで共用可)
	2-28	サーバの自動運転監視ができること。
	2-29	サーバの警告や障害が発生した場合は、メール等による通知機能があること。
	2-30	19インチラックに搭載すること。
	2-31	サーバOSは最新のOSを使用すること。ただしそのOSがシステムとの親和性が低い場合は、それに適したOSを使用すること。(Windows Server 2012 R2日本語版相当)
	2-32	CD-ROMドライブ(24倍速以上)を内蔵していること。
	2-33	1000Base-T以上のインターフェースを2個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
無停電電源装置(UPS)	2-34	サーバの総電源容量を確保できる常時インバータ給電方式のUPSを備え、停電を通知するアラーム機能を有し、かつ停電した旨をサーバに通知しオートシャットダウン対応できること。
(3) 処方解析監査システム		
調剤処方オーダー解析機能	2-35	電子カルテシステムより受信した情報を薬剤部門システム用データに変換できること。
調剤処方オーダー監査	2-36	処方及び注射オーダ情報を画面上に表示し、処方及び注射のチェックを実施できること。
	2-37	処方チェックはメインサーバに登録された各種情報をもとに以下の項目で行えること。 ・相互作用(処方薬と注射薬との相互作用を含む) ・矛盾処方 ・重複薬品、成分、薬効(配合成分やプロドラッグ成分等の重複を含む) ・系統重複 ・適応症×禁忌症(ただし、病名コードがない場合でも対応できる薬品組合せでのチェック) ・日数 ・用量 ・長期投薬(向精神薬・麻薬・新薬の投与日数制限)
	2-38	薬剤部で登録された以下の患者状態を利用してチェックが行えること。 ・年齢、患者状態(小児、妊婦、高齢者等)

4.現行システム システム要件・ハードウェア要件

機能区分	項番	要求仕様
		・他院服用薬・併用薬(採用薬/非採用薬/OTC薬品) ・持込薬(採用薬/非採用薬/OTC薬品) ・常備薬(採用薬/非採用薬/OTC薬品) ・アレルギー(薬剤及び食品) ・症状(副作用/併発疾患) ・疾患名(現病歴/既往歴/医事病名) ・食事
	2-39	処方及び注射チェックによるワーニング情報は、画面とプリントアウトにより確認が行えること。
	2-40	チェック項目は全てパラメータ化され、必要な項目にチェックを入れるだけで処方チェックが行えること。
	2-41	チェックは自動、手動の切り換えができ、Do処方の場合は監査なしの設定ができること。
	2-42	処方及び注射チェックを行い、問題のない処方内規に合致した情報処理をし、各調剤機器へ送信できること。
処方箋・薬袋	2-43	処方箋は2枚発行ができること(正処方箋と病棟控え)。
	2-44	処方箋には医事会計システムで出力する薬引換券番号(処方箋No.)を出力すること。
	2-45	処方箋には錠剤薬剤の刻印または識別記号が表記できること。
	2-46	処方箋には、薬品ごとに薬品名称をカラー印字できること(ハイリスク薬など)。
	2-47	処方箋や薬袋には薬剤毎に処方1回量が表記できること。
薬剤情報提供書	2-48	情報提供文書の出力指示をし、薬袋印字システムに送信できること。
	2-49	医薬品情報データベースをもとに薬剤画像付薬剤情報提供書を発行できること。
	2-50	薬品の表示順番(内服・頓服・注射・点滴、薬品名、用法など)を設定できること。
	2-51	薬剤情報は外来・入院問わず、処方情報などの指示に従い自動発行できること。
	2-52	薬剤情報は科別に文言を区別して出力できること。
	2-53	薬剤情報は用法・用量等も含んでいること。
	2-54	薬剤情報は削除・変更の情報だけでもできること。
	2-55	薬剤情報は再発行ができること。
	2-56	当センター採用以外の持参薬をふくめた印刷ができること。
	2-57	前回処方から今回処方に追加された処方薬を表示できること。
	2-58	1回量、1日量、用法名・用法コメント・薬品コメント等の追加・変更ができること。
	2-59	薬剤情報文書には検査薬説明内容も一緒に出力できること。
	2-60	薬剤情報用紙はA4サイズであること。
お薬手帳	2-61	お薬手帳用の情報が出力できること。
患者情報連携	2-62	本体システムから患者情報(病名、患者住所、患者番号、連絡先等)が取り込めること。
監査報告・記録	2-63	患者ID、患者氏名、処方内容、処方チェック結果等の詳細情報を表示・印刷できること。
機器構成	2-64	機器構成は、パソコン1台とすること。
パソコン要件	2-65	パソコンはCPUがインテルCeleron G1840(2.80GHz)相当以上、主記憶装置の容量は2GB以上を備えていること。
	2-66	パソコンは300GB以上の物理容量を持つ磁気ディスク装置を内蔵すること。
	2-67	17インチ以上、解像度1280×1024以上の液晶カラーディスプレイ、日本語キー入力付きキーボードおよびマウスを有していること。
	2-68	OSは、アプリケーションの動作確認済で最新のシステム、バージョンを適用すること。(Windows 8.1 Pro相当) ※Windows8.1のサポートを2023年1月まで受けることができること。
	2-69	パソコンは1000Base-T以上のインターフェースを1個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
	2-70	システム稼働に必要なアプリケーションソフト及びウィルス対策ソフトを登載すること。
(4).医薬品情報システム		
DI情報	2-71	DI情報(添付文書:テキスト、PDFデータ)が容易に確認できること。
	2-72	DI情報は薬剤画像の確認も容易に行なえること。
	2-73	導入時に直近のDI情報を提供し、また保守期間内に毎月更新できること。
機器構成	2-74	機器構成は、サーバ1台、管理用パソコン1台、カラープリンタ1台構成とすること。
クライアント要件	2-75	閲覧・入力は、本県の電子カルテシステムのパソコンでも利用ができること。
サーバ要件	2-76	サーバはCPUがインテルXeon E3-1220v3(3.10GHz)相当以上、主記憶装置の容量は4GB以上を備えていること。
	2-77	サーバは300GB以上の物理的容量を持つ磁気ディスク装置を有していること。
	2-78	ハードウェアコンポーネントを二重化することにより、万が一、片方のハードウェア本体にトラブルが発生しても連続運転が可能なこと。
	2-79	サーバOSはWindows Server 2012 R2日本語版相当以上の機能を有すること。
	2-80	17インチ以上、解像度1280×1024以上の液晶カラーディスプレイ、日本語キー入力付きキーボードおよびマウスを有していること。
	2-81	CD-ROM(24倍速)を内蔵していること。
	2-82	1000Base-T以上のインターフェースを2個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。

4.現行システム システム要件・ハードウェア要件

機能区分	項番	要求仕様
管理用パソコン要件	2-83	管理用パソコンはCPUがインテルCeleron G1840(2.80GHz)相当以上、主記憶装置の容量は2GB以上を備えていること。
	2-84	管理用パソコンは300GB以上の物理容量を持つ磁気ディスク装置を内蔵すること。
	2-85	17インチ以上、解像度1280×1024以上の液晶カラーディスプレイ、日本語キー入力付きキーボードおよびマウスを有していること。
	2-86	OSは、アプリケーションの動作確認済で最新のシステム、バージョンを適用すること。(Windows 8.1 Pro相当) ※Windows8.1のサポートを2023年1月まで受けることができること。
	2-87	管理用パソコンは1000Base-T以上のインターフェースを1個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
カラープリンタ要件	2-88	システム稼働に必要なアプリケーションソフト及びウィルス対策ソフトを登録すること。
	2-89	カラープリンタはエンジン解像度600dpi以上であること。
	2-90	カラープリンタは用紙出力サイズは、A4判以上であること。
	2-91	カラーレーザプリンタは印字速度は15枚／分以上であること。
	2-92	トナー全種類を各1ヶ(予備各1ヶを含む)提供すること。
データベース提供	2-93	本プリンタは部門システム内の他用途(注射薬集計一覧、各種統計表等)にも使用できること。
	2-94	医薬品情報データベースを電子カルテシステムに提供し、処方及び注射オーダー時のDI情報参照に利用できること。
4.2 接続機器要件		
(1)全自動錠剤散薬分包システム		
分包データ連携	3-1	処方解析監査システムから調剤処方の分割生成処理・包装形態指示を制御装置が受け取り、順次一包装分包を行えること。
	3-2	処方解析監査システムから散薬調剤の指示のある処方データを受け取れること。また、散薬監査システムにて出力された監査記録紙のバーコードを読み込むことで分包する患者を限定し、薬包紙に患者名、用法名、薬品名等を印字できること。
	3-3	錠剤と散薬の一包装分包ができること。
分包紙印字	3-4	処方区分、病棟毎に自動で印字内容を変更できること。
	3-5	診療科、病棟、患者毎に自動で印字内容を変更できること(薬剤名称印字の有無など)。
機器構成	3-6	機器構成は、制御用ノートパソコン1台、全自動錠剤散薬分包機1台とすること。
制御パソコン要件	3-7	制御パソコンは以下の要件を満たすこと。
	3-8	タッチパネル式のノート型パソコン又はタブレットであること。
	3-9	OSは、アプリケーションの動作確認済で最新のシステム、バージョンを適用すること。(Windows 8.1 Pro相当) ※Windows8.1のサポートを2023年1月まで受けることができること。
	3-10	100Base-T以上のインターフェースを1個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
	3-11	システム稼働に必要なアプリケーションソフト及びウィルス対策ソフトを登録すること。
	3-12	CPUはインテルCeleron G1840(2.80GHz)相当以上の性能機能を有していること。
	3-13	主記憶装置の容量は、2GB以上であること。
	3-14	物理的容量は、80GB以上の磁気ディスクを内蔵すること。
	3-15	モニタは、対角10インチ以上・解像度1024×768ドット以上のFLバックライト付TFTカラーLCDであること。
	3-16	分包速度は、低速20～25包／分、標準35～40包／分、高速＝45～50包／分等の段階切り替えが可能であること。
分包性能	3-17	散薬分包機部は分包数が1～93包の包装数設定可能な分割機であること。
	3-18	全自動散薬分包機の分包紙は薬品に対しての品質保持に優れていること。又シールずれのない二ツ折り分包紙を採用し交換も容易であること。
	3-19	全自動散薬分包機の印字は全行印字熱転写方式であること。
	3-20	全自動散薬分包機の集塵効率率は、0.5ミクロン・95%以上であること。
	3-21	全自動散薬分包機は48マス以上の錠剤コンベアがあり、筐体内に収納できること。
	3-22	全自動散薬分包機はコンタミ防止対策として、ホッパー部の帯電防止加工やハンドクリーナーが付属されていること。
	3-23	本体付属のバキューム清掃具でR円盤等を清掃できる機能を有していること。
	3-24	清掃時に便利のように、電源OFF時にはR円盤をフリーに動かす機能を有していること。
	3-25	制御パソコンのモニターに、エラー内容を表示する機能を有していること。
	3-26	錠剤分包機部は薬剤の収納カセット数が154種以上であること。153種以下の場合はフリーカセット差替え自動認識可能であること。
分包機要件	3-27	錠剤分包機部は薬剤の補充の度合いに合わせ、配置を自由に変更できること。
	3-28	錠剤分包機部は錠剤の収納カセットが抗菌性、防湿性に優れていること。また、電気関係機械関係と別機構とし、洗浄が容易にできること。
	3-29	錠剤分包機部はカセットの配置換えが容易に行えるように、薬剤収納カセット種は2種(大・小)以下であること。

4.現行システム システム要件・ハードウェア要件

機能区分	項番	要求仕様
	3-30	至急の割り込み及び機器の指定もできること。
	3-31	非実装薬剤の一包化が容易に出来、非実装薬剤のリストがタッチパネルに表示できること。
	3-32	分包した薬剤内容の確認が容易に行えること。
	3-33	分包紙への印字は鮮明であること。〔氏名、ID番号、薬品名、用法(特殊な場合も含む)等〕
	3-34	情報提供の観点から、薬品名などを印字可能なこと。
	3-35	分包済み履歴からの再分包がスムーズに対応可能であること。
	3-36	操作は容易に出来て、保守・点検が容易にできること。
	3-37	本体サイズはW1800mm×D800mm×H2000mm以下で、本県薬局で指定する場所に設置できること。
(2)散薬監査システム		
秤量監査機能	3-38	散剤及び錠剤粉碎により散薬調剤の指示のある処方データを処方解析監査装置より受け取り、モニターに表示できること。
	3-39	秤量結果をプリンターで印字し、監査記録として記憶装置に保存できる機能を有していること。
	3-40	監査記録紙にはバーコードを印字し、そのバーコードを利用して散薬分包機にて分包する際に処方データを自動で呼び出せること。同時に散薬分包機用に合わせたデータを作成できること。(処方番号等)
	3-41	処方情報との整合性が容易に確認でき、薬剤名及び用法・用量が確認が行え、また、記録は監査システム内に最低1カ月は記憶され、必要に応じ出力できること。
	3-42	薬剤認識はバーコードを利用して自動で行えること。GS-1コードが使用できること。
	3-43	薬剤容器の配置場所は固定されないこと。
	3-44	各薬剤のオンライン以外の手入力による調剤も利用できること。
	3-45	機器の操作、保守点検が容易にできること。
	3-46	音声によるアラート機能を有すること。
機器構成	3-47	機器構成は、制御用パソコン1台、電子天秤1台、バーコードリーダー1台、サーマルプリンタ1台を基本とする受託者推奨の構成とすること。
電子天秤要件	3-48	計量に対する応答性に優れ、作業が迅速に行えること。
	3-49	測定範囲は0.001～400gであり、0.1g/0.01g/0.001gで測定レンジを切り替える機能を有すること。(0.001gは補助表示機能でも可)
	3-50	設置場所の風や振動などの使用環境に対応させるため、2回以内の操作で応答特性を自動調整できること。
	3-51	表示はデジタル数字による表示であること。
	3-52	計量に対する応答性に優れ、計量操作を容易に行え、作業が迅速に行えること。
タッチパネルパソコン要件	3-53	CPUがインテル Atom Processor N270相当以上、主記憶装置の容量は512MB以上を備えていること。
	3-54	40GB以上の物理容量を持つ磁気ディスク装置を内蔵すること。
	3-55	対角10.4インチ以上、解像度1024×768ドット以上のタッチパネル式TFT液晶カラータイプを有していること。
	3-56	OSは、アプリケーションの動作確認済で最新のシステム、バージョンを適用すること。(Windows 8.1 Pro相当) ※Windows8.1のサポートを2023年1月まで受けることができること。
	3-57	100Base-T以上のインターフェースを1個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
	3-58	システム稼働に必要なアプリケーションソフト及びウィルス対策ソフトを登録すること。
バーコードリーダー要件	3-59	設置タイプのもので、2次元バーコード読み取り対応であること。
レシートプリンタ要件	3-60	サーマルプリンタとし、用紙幅58mm以上で、オートカット機能を有すること。
	3-61	プリンタ用紙を予備を含め提供すること。
(3)薬袋印字システム		
薬袋作成	3-62	処方箋、薬袋等の表記は本体処方箋情報で、自動的に印刷され、表記内容は最適で整合性が取られていること。(氏名、ID番号、生年月日、診療科、用法、投与日数、投薬番号、同姓同名有り印字、併診有り等)
	3-63	印字にはWindowsフォントを使用できること。
	3-64	粉碎等の指示、シロップ剤の混合、外用剤の練合等の指示が出力できること。
	3-65	薬袋へは薬剤名、簡単な薬効が印字できること。
	3-66	薬袋へは薬剤ごとの取り扱い注意文などをカラー印字できること。
	3-67	印字は仮名、漢字、片仮名、英数文字、バーコード等での印字ができること。
	3-68	薬袋の種類、サイズ等は本体処方情報で自動的に判断されること。
	3-69	薬袋印字装置からは処方箋、薬袋、薬剤情報提供書が印刷され、患者毎にセットされること。
	3-70	処方内容や区分、患者状態によって、機器または排紙先の指定切替が自動で行えること。
	3-71	薬袋の別包処理ができること。
麻薬指示箋	3-72	麻薬処方の仮処方箋が出力できること。
緊急処方対策	3-73	至急の割り込みができること。
機器構成	3-74	機器構成は、パソコン1台、薬袋印字装置1台とすること。
パソコン要件	3-75	CPUがインテルCeleron G1840(2.80GHz)相当以上、主記憶装置の容量は2GB以上を備えていること。
	3-76	300GB以上の物理容量を持つ磁気ディスク装置を内蔵すること。

4.現行システム システム要件・ハードウェア要件

機能区分	項番	要求仕様
	3-77	17インチ以上、解像度1280×1024以上の液晶カラーディスプレイ、日本語キー入力付きキーボードおよびマウスを有していること。
	3-78	OSは、アプリケーションの動作確認済で最新のシステム、バージョンを適用すること。(Windows 8.1 Pro相当) ※Windows8.1のサポートを2023年1月まで受けることができること。
	3-79	1000Base-T以上のインターフェースを1個有し、通信プロトコルはTCP/IPであること。
	3-80	システム稼働に必要なアプリケーションソフト及びウィルス対策ソフトを登載すること。
薬袋プリンタ要件	3-81	A5～A4サイズに対応し、カラー印刷ができること。
	3-82	処方箋、薬袋、薬事情報提供書が薬袋印字装置より出力が可能なこと。
	3-83	4種類以上の用紙(薬袋)をセットできること。
	3-84	遮音性等の室内環境への配慮がされていること。
	3-85	セットできる薬袋は単票で、原則JIS規定のサイズであること。
	3-86	機器の操作、メンテナンス、消耗品の補充又は交換がトレー方式で容易にできること。
	3-87	サイズは手差しトレイを広げた状態でW670mm×D850mm×H1400mm以下で、本県薬局で指定する場所に設置できること。
	3-88	作業効率の面から薬袋の補充が容易にできること。
	3-89	薬袋が1カセットに100枚以上、手差しに50枚以上ストックできること。
(4)薬ラベルプリンタ		
ラベルプリンタ要件	3-90	印字は仮名、漢字、片仮名、英数文字、バーコード等ができること。
	3-91	印字方式は、熱転写方式または感熱方式であること。
	3-92	ラベル500枚以上を1セットとした連続式又はサーマルタイプのロール紙方式であること。
	3-93	解像度は、200dpi以上であること。
	3-94	印字幅は、3インチ以上であること。
	3-95	機器の操作、メンテナンス、消耗品の補充又は交換が容易にできること。
	3-96	機器のサイズは本県薬局で指定する場所に設置できるサイズであること。
	3-97	ラベルの補充が容易であること。
	3-98	ラベルを予備を含め提供すること。また、熱転写式の場合は、インクリボンを予備を含め提供すること。
(5)注射ラベルプリンタ		
ラベルプリンタ要件	3-99	印字は仮名、漢字、片仮名、英数文字、バーコード等ができること。
	3-100	印字方式は、熱転写方式または感熱方式であること。
	3-101	ラベル500枚以上を1セットとした連続式又はサーマルタイプのロール紙方式であること。
	3-102	解像度は、200dpi以上であること。
	3-103	印字幅は、3インチ以上であること。
	3-104	機器の操作、メンテナンス、消耗品の補充又は交換が容易にできること。
	3-105	機器のサイズは本県薬局で指定する場所に設置できるサイズであること。
	3-106	ラベルの補充が容易であること。
	3-107	ラベルを予備を含め提供すること。また、熱転写式の場合は、インクリボンを予備を含め提供すること。